

## 観光振興施策展開の財源活用の考え方

|    | 一般財源  |  | 特定財源  |  |
|----|---|--|---|--|
|    | 県税  | 地方交付税（交付金）   | 国庫支出金   | 法定外目的税   |
| 性質 | 地方税法に基づき、事務所又は事業所の所在する法人又は居住する個人に対して、県が課す税である。  | 全ての地方公共団体が、税収の多寡に関わらず、一定の行政サービスが提供できるよう、一定の基準により、国が交付する交付金である。 | 国が特定の事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金である。 | 課税の段階で一定の受益を根拠として賦課徴収し、その税収を特定の用途に充てることが予定されている目的税である。 |
| 特徴 | 産業振興施策の実施により税源の涵養が図られるが、景気の影響に左右される。<br><br>医療や介護などの社会保障費や公債費（地方公共団体の借入金の返済）などに優先的に活用される。 | 基本的に、県税が増えれば（減れば）、増えた（減った）額の75%が減額（増額）されて交付される。                | 国の財政状況や施策推進の方向性等により、金額が左右される。                                     | 制度設計（課税客体、課税標準、期間設定）しだいで、特定の行為に比例した財源が持続的・安定的に確保できる。   |

主に誘客対策に活用

受入体制整備に  
重点的に活用